

第十六号議案

江戸川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「六十八万円」を「七十万五千元」に改め、同項第二号中「六十六万円」を「六十八万四千元」に改め、同条第二項第一号中「三十一万五千元」を「三十一万七千元」に改め、同項第二号中「三十万五千元」を「三十万七千元」に改め、同条第三項中「十五万八千元」を「十五万九千元」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

特別区の平均との較差を踏まえ、監査委員の給料及び報酬の月額を改定する必要があるため、本案を提出いたします。